

宮城県図書館資料選定基準

第1 趣旨

宮城県図書館資料収集方針（以下「収集方針」という。）第3の規定に基づき、各種資料の収集における選定基準を定めるものである。

第2 一般図書

(1) 定義

一般図書とは、収集方針第3の参考図書、児童資料、外国語資料、逐次刊行物、視聴覚資料、調査用電子資料、障がい者サービス資料、宮城資料、古典籍及び東日本大震災文庫資料を除いた全ての図書館資料をいう。

(2) 選定基準

一般図書の収集については、一般基準及び主題別基準を設けるものとする。

なお、各主題の見出し及び項目については、「日本十進分類法新訂10版（社団法人日本図書館協会編）」による。

(3) 一般基準

- イ 各分野を代表する基本的な図書は、積極的に収集する。
- ロ 学術的根拠に基づいた図書は、積極的に収集する。
- ハ 各主題における動向に配慮して、必要な情報の更新に努める。
- ニ 部分的に本県に関する記述を含む資料についても収集する。
- ホ 上記イからニに関わらず、以下の図書は、次のとおり取り扱うものとする。

(イ) 精査して収集するもの

- a 各種試験・検定問題集及び各種対策本（合格ガイド等）
- b 形態上、長期的な利用・保存に適さない図書
- c 類書が多数ある図書

(ロ) 慎重に精査して収集するもの

- a 人権やプライバシーを侵害する恐れのある図書
- b 差別を助長する恐れのある図書
- c 暴力や犯罪、自殺及び反社会的行為を美化し又は助長する恐れのある図書
- d 特定の個人や団体、機関及び宗教を宣伝又は誹謗中傷する恐れのある図書
- e 性的及び猟奇的な表現が、過激な図書

(4) 主題別基準

イ 総記

- (イ) 全般的に収集するが、図書館及び図書・書誌学等の分野に関しては積極的に収集する。
- (ロ) 情報科学については、最新の理論に関する図書を積極的に収集する。
なお、各種マニュアルは、精査して収集する。
- (ハ) 叢書・全集については、市町村図書館の所蔵状況や著者の業績を見定めて収集する。

ロ 哲学

- (イ) 主要な哲学者・思想家の代表作及び一般的な概説書並びに研究書は、積極的に収集する。
- (ロ) 超心理学、心霊研究及び占いに関する図書は、精査して収集する。
- (ハ) 教訓・人生訓等に関する図書は、精査して収集する。
- (ニ) 宗教に関する図書は、精査して収集する。

ハ 歴史

- (イ) 各国史は、全ての国について収集する。
- (ロ) 全国の都道府県史及び東北地方の市町村史は、広く収集する。特に本県に関係する内容の資料は、積極的に収集する。
- (ハ) 歴史的な評価の定まった人物の伝記は、信頼性の高いものを収集する。

(ニ) 地図資料は、内容の改訂に応じて更新する。

ニ 社会科学

(イ) 地方自治・行政、ビジネス、福祉及び生涯学習に関する図書は、積極的に収集する。

(ロ) 社会の今日的課題を重視して収集する。

(ハ) 職種や職業選択に関する図書は、広く収集する。

(ニ) 教育技術に関する図書は、精査して収集する。

(ホ) 投資に関する図書は、精査して収集する。

ホ 自然科学

(イ) 学術的進歩の速い分野については、最新の図書を収集する。

(ロ) 医療に関する図書は、積極的に収集する。

(ハ) 和算・中国算法は、当館所蔵の和漢古書との関連から配慮して収集する。

(ニ) 各種の健康法や療法などに関する図書は、精査して収集する。

ヘ 技術

(イ) 代表的な規格及び各分野の技術書については、最新の図書を収集する。

(ロ) 衣食住に関する技術書は、専門性を重視し積極的に収集する。

(ハ) 家庭用向けの各種実用書は、精査して収集する。

ト 産業

(イ) 産業政策及び地域開発に関する図書は、本県の振興計画とも関連するので積極的に収集する。

(ロ) 農林水産業に関する図書は、本県の特性を考慮して収集する。

(ハ) マーケティング・通信については、最新の図書を収集する。

(ニ) レジャー及び観光案内等に関する図書は、精査して収集する。

チ 芸術

(イ) 全般的に精査して収集する。

(ロ) 印刷史に関する図書は、積極的に収集する。

リ 言語

(イ) 主要な言語についての解説書、文法書及び語学学習書を収集する。

(ロ) 式辞、挨拶及び手紙の書き方に関する図書は、精査して収集する。

ヌ 文学

(イ) 全集・選集などは、所蔵状況を考慮して収集する。

(ロ) 各種の文学賞受賞作品又はそれに準ずる作品を収集する。

第3 参考図書

(1) 定義

参考図書とは、ある主題の事項、言葉、情報及び文献の有無等を調査する際に用いる図書をいう。

(2) 選定基準

参考図書の収集については、百科事典をはじめ各分野にわたる辞典、事典、年鑑、便覧、ハンドブック、白書、図鑑、目録、書誌、統計書、年表、地図帳、法令集、例規集、索引、解説書等について、その内容や形態、類書との比較を考慮し収集する。

イ 法令集、例規集、地図帳及び統計書は、最新の資料を収集する。

ロ 年鑑及び白書などの逐次刊行物については、第6の逐次刊行物に準じる。

第4 児童資料

(1) 定義

児童資料とは、中学生以下を対象として出版又は作成された資料（教科書、学習参考書等を除く。）をいう。

(2) 選定基準

児童資料の収集については、一般基準及び主題別基準を設けるものとする。

(3) 一般基準

- イ 正しい言葉で表現され、文章が分かりやすい資料を収集する。
- ロ 写真、図版及びイラスト等を効果的に使った資料を収集する。
- ハ 学校図書館基本図書目録等も参考に収集する。
- ニ 宮城資料については、本県又は本県にゆかりのある人に関する資料について網羅的に収集する。
- ホ 児童資料に該当しない資料であっても、子どもの利用が見込まれるものは収集する。
- ヘ 上記のイからホに関わらず、以下の図書は次のとおり取り扱うものとする。

(イ) 精査して収集するもの

- a アニメ等のキャラクター本
- b ゲーム等関係図書
- c 漫画

(ロ) 慎重に精査して収集するもの

- a 人権やプライバシーを侵害する恐れのある図書
- b 差別を助長する恐れのある図書
- c 暴力や犯罪、自殺反社会的行為を美化し又は助長する恐れのある図書
- d 特定の個人や団体、機関及び宗教を宣伝又は誹謗中傷する恐れのある図書

(4) 主題別基準

イ 総記

子どもたちの課題研究等に役立つよう広く資料を収集する。

ロ 哲学

- (イ) 人生観や生き方については、著者の体験を通して生き方の指針となる資料を収集する。
- (ロ) 世界の宗教については、客観的及び歴史的に書かれた資料を収集する。

ハ 歴史

- (イ) 各種年表、事典及び歴史地図などを収集する。また、通史は、正確で信頼性のある資料を収集する。
- (ロ) 戦争については、科学的及び実証的に書かれた資料を収集する。
- (ハ) 伝記については、被伝者の業績や行動が正確に書かれた資料を収集する。

ニ 社会科学

- (イ) 身近な社会問題から世界的な問題まで広く収集する。
- (ロ) 社会を構成するいろいろな職業に関する資料を収集する。
- (ハ) 年中行事、まつり及び風俗習慣に関する資料を広く収集する。

ホ 自然科学

- (イ) 科学技術の進歩による内容の変化に注意し、子どもの好奇心や知識欲に応えられるよう多様なテーマを収集する。
- (ロ) 性、誕生及び身体的発達に関する資料は、学術的に正確で人間の尊厳を守るように書いてあるものを収集する。

ヘ 技術

- (イ) 日常生活で目にする工業製品や建築物及び環境技術などに関心が持てるような資料を収集する。
- (ロ) 手芸及び料理などの資料は、実用性を重視して収集する。

ト 産業

- (イ) 各種産業の資料を広く収集する。
- (ロ) 農林水産業については、本県の特性を考慮して収集する。
- (ハ) 電車、自動車、船及び飛行機など子どもたちが興味・関心を持つ資料は、広く収集する。

チ 芸術

各分野の解説書等については、広く収集する。

リ 言語

言葉、文字及び作文についての資料を広く収集する。

ヌ 文学

(イ) 古典名作から現代のものまで評価の高いもの及び評価の定まった作家の作品は広く収集する。

(ロ) 昔話や民話は民俗学ではなく、文学の一つのジャンルとして捉える。

 a 世界各国、各地域に伝わる昔話や民話を収集する。特にアジアの昔話や民話については、広く収集する。

 b 地域の差異も考慮して収集する。

ル 絵本・紙芝居

絵本や紙芝居は、各分野のものを広く収集する。

ヲ 外国語資料

(イ) 外国語資料は、絵本を中心に収集する。

(ロ) 評価の高いもの及び評価の定まった絵本作家の作品を中心に収集する。

(ハ) 世界的に知られている児童図書賞を受賞した絵本は、広く収集する。

ワ 逐次刊行物

逐次刊行物（児童関係）については、上記イからヲの基準による。

第5 外国語資料

(1) 定義

外国語資料とは、本文（序文、解説及び注釈を除く。）が外国語で記述されている資料又は外国において出版された資料をいう。

(2) 選定基準

外国語資料については、英語、中国語及びハングルの資料を中心に収集し、それ以外の外国語資料については、精査して収集する。

(3) 一般基準

イ 各分野における基本的な資料を収集する。

ロ 日常生活に必要な知識を得るための資料を収集する。

ハ 日本に関する資料については、本県又は本県にゆかりのある人物に関する外国語資料は、網羅的に収集する。特に、出版情報を得にくい市町村の刊行物等についても収集する。

第6 逐次刊行物

(1) 定義

逐次刊行物とは、終期を予定せずに定期又は不定期に継続出版され、かつ、同一の名称を掲げ、巻次及び年月次を追って刊行される資料をいう。

(2) 選定基準

逐次刊行物については、次の項目とおり収集する。

なお、収集資料の選定に際しては、市町村図書館の所蔵状況にも注意する。

イ 新聞

(イ) 全国紙のほか、東北及び北海道において発行されている地方紙を収集する。

(ロ) 専門紙及び機関紙については、精査して収集する。

(ハ) 外国紙については、代表的な資料を精査して収集する。

ロ 雑誌（年鑑及び年報類も含む。）

(イ) 国内で発行されるものについては、各分野について精査して収集するが、旧館時から継続しているものに配慮して収集する。

(ロ) 外国語雑誌については、代表的な資料を精査して収集する。

(ハ) 点字雑誌については、精査して収集する。

ハ 行政資料

(イ) 各分野について、広く収集する。

ニ 次の資料については、各部門の選定基準による。

(イ) 宮城資料としての逐次刊行物

(ロ) 児童資料としての逐次刊行物

第7 視聴覚資料

(1) 定義

視聴覚資料とは、録音資料、映像資料及び楽譜の資料をいう。

(2) 選定基準

イ 広く県民の教養・文化の向上及び心の涵養に資する次の資料を収集する。

(イ) 広く生涯学習に有益な資料

(ロ) 世相、文化及び風習等を記録した貴重な音源並びに映像が収録された資料

(ハ) 学術的及び芸術的に高く評価され、保存の必要性が高い資料

(ニ) 各年代の年齢層に対して教育的効果が見込まれる資料

ロ 次に掲げる宮城資料については、積極的に収集する。

(イ) 宮城県に関係深い人物や宮城県の地理、歴史及び文化等を主題とした資料

(ロ) 宮城県に関係深い人物による制作、上演及び発表等がなされた資料

(ハ) 宮城県内において制作及び発表等がなされた資料

(ニ) その他宮城県を理解するための手がかりとなる音源及び映像が収録された資料

ハ メディアの種類については、再生機器の普及度、資料の保全性、音質及び画質等を総合的に検討し収集する。

ニ 上記イからハにかかわらず、以下の資料は、次により収集する。

(イ) 精査して収集するもの。

a 流行映画及び流行音楽については、内容等を総合的に勘案し、(2) 選定基準イ又はロに該当する資料及び一定の社会的評価が定まった資料

(ロ) 慎重に精査して収集するもの。

a 人権やプライバシーを侵害する恐れのある資料

b 差別を助長する恐れのある資料

c 暴力や犯罪、自殺及び反社会的行為を美化し又は助長する恐れのある資料

d 特定の個人や団体、機関及び宗教を宣伝又は誹謗中傷する恐れのある資料

e 性的及び猟奇的表現が過激な資料

f 社会通念上、音源及び映像として保存するにあたり不適切な内容が含まれている資料

第8 調査用電子資料

(1) 定義

調査用電子資料とは、パッケージ型CD-ROM等及びオンライン型外部有料データベース等をいう。

(2) 選定基準

調査用電子資料については、次の項目を重視して収集する

イ 参考図書及び該当する各種資料の選定基準に準じた資料

ロ 形態については、検索の多様性及び操作性等機能的利点を生かせる資料

第9 障がい者サービス資料

(1) 定義

障がい者サービス資料とは、次の資料をいう。

イ 視覚障がい者サービス資料

視覚に障害のある利用者が、図書館利用する際に必要とする資料

ロ 聴覚障がい者サービス資料

聴覚に障害のある利用者が、図書館利用する際に必要とする資料

ハ その他上記以外で障がい者サービスにおいて必要とされる資料

(2) 選定基準

障がい者サービス資料においては、網羅的に必要とされる資料を収集するが、他の資料と関連又は重複する部分においては、それぞれの当該資料の選定基準に準ずる。

第10 宮城資料

(1) 定義

宮城資料とは、本県を理解するための手がかりとなる資料であり、本県や本県にゆかりのある人物に関する資料及び著作物で次の範囲のものをいう。

イ 宮城資料の範囲

- (イ) 本県及び関係地域を主題とした資料
- (ロ) 本県出身者及び本県在住（在職）の人物及び団体の著作物
- (ハ) 旧仙台領（近世以前）に生まれた人物若しくは居住した人物の著作物
- (ニ) その他本県に関係深い人物及び団体の著作物
- (ホ) 本県にゆかりのある人物を主題とした資料（本県にゆかりのある人物の業績や著作に関連した資料を含む。）

ロ 本県及び関係地域の範囲

- (イ) 宮城県全域
- (ロ) 旧仙台領
 - a 岩手県のうち、大船渡市、陸前高田市、一関市、奥州市、気仙郡住田町、西磐井郡平泉町、胆沢郡金ヶ崎町
 - b 福島県のうち、相馬郡新地町
- (ハ) 旧仙台領（飛地）
 - a 旧陸奥国（茨城県のうち、龍ヶ崎市、つくば市大穂地区、稲敷郡阿見町、稲敷郡美浦村）
 - b 旧下総国（茨城県のうち、下妻市千代川地区）
 - c 旧近江国（滋賀県のうち、近江八幡市、野洲市野洲地区、東近江市八日市地区、東近江市蒲生地区、蒲生郡日野町、蒲生郡竜王町）
- (ニ) 旧仙台領支配以前における伊達氏との関わりが深い地域
 - a 山形県のうち、米沢市、置賜地方
 - b 福島県のうち、伊達市、伊達郡など
- (ホ) 藩政期における伊達氏との関わりが深い地域
 - a 愛媛県宇和島市
- (ヘ) 幕末期における仙台藩北海道警備地及び旧領地
 - a 北海道のうち、白老郡白老町、広尾郡広尾町、厚岸郡厚岸町など
- (ト) 明治初期における宮城県人の北海道移住地
 - a 北海道のうち、北海道札幌市（白石地区・西区・手稲地区）、伊達市、夕張郡栗山町、石狩郡当別町など
- (チ) 前(ロ) から(ト) については、該当する時代のみに限定する。

(2) 選定基準

宮城資料については、次の項目を重視して収集する。

- イ 宮城資料は、網羅的に収集する。
- ロ 内容の一部に宮城資料を含むものは、広く必要な形態で収集する。
- ハ 古書については、第11 古典籍に準じて収集する。

(3) 収集部数

- イ 宮城資料は、原則として3部収集する。
- ロ 県・市町村史などの基本資料は、原則として5部収集する。

第11 古典籍

(1) 定義

古典籍とは、主として明治20（1887）年以前に刊行又は書写された資料をいう。

(2) 選定基準

- イ 当館で所蔵している仙台藩関係の古典籍を補うとともに、関連する資料に配慮して収集する。
- ロ 上記以外についても、優れた和漢の古典籍を収集する。

第 1 2 東日本大震災文庫資料

(1) 定義

東日本大震災文庫資料とは、平成 2 3（2 0 1 1）年 3 月 1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」という。）に関連する資料をいう。

(2) 選定基準

東日本大震災文庫資料は、原則として東日本大震災及び福島原発事故に関連する資料を収集する。

(3) 資料種別

図書、逐次刊行物、チラシ、パンフレット、ニュースレター、ポスター等掲示物、行政資料、地図、写真、電子資料及び動画等媒体に関係なく、記録された資料を収集する。

(4) 収集部数

原則として 2 部収集するものとし、宮城資料及び児童資料として必要とする場合は、3 部収集するものとする。

第 1 3 この基準に定めるもののほか、選定について定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、資料選定会議に諮るものとする。

附 則

この選定基準は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この選定基準は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この選定基準は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この選定基準は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

